

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律百三十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

- 〔第一章〕第三章 略
- 第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件
 - 〔第一節〕第二節の十三 略
 - 第三節 船舶局及び海岸局並びにインマルサット船舶地球局等の無線設備（第三十七条の二十八―[第四十五条の三の七](#)）
 - 〔第三節の二〕第九節
 - 〔第五章〕略
 - 〔附則〕
 - （選択呼出装置等）

第九条の二 次の表の上欄に掲げる無線局で別に告示するものについては、同表の下欄に掲げる装置で別に告示する技術的条件に適合するものを装置しなければならない。

〔表 略〕

〔2〕5 略

6 二六・一MHzを超え二八MHz以下、二九・七MHzを超え四一MHz以下又は一四六MHzを超え一六二・〇三七五MHz以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局のデータ伝送装置（船舶又は海岸局の識別、船舶の位置その他情報を自動的に送受信する機能を有するもの）（船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及びVHFデータ交換装置を除く。）をいう。）は、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

（空中線電力の許容偏差）

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
〔一〕三 略	〔略〕	〔略〕
三の二 次に掲げる無線設備 （一） 船舶自動識別装置 （二） 簡易型船舶自動識別装置 （三） VHFデータ交換装置	四〇	三〇
〔四〕一八 略	〔略〕	〔略〕

〔2〕4 略

目次

- 〔第一章〕第三章 同上
- 第四章 〔同上〕
 - 〔第一節〕第二節の十三 同上
 - 第三節 船舶局及び海岸局並びにインマルサット船舶地球局等の無線設備（第三十七条の二十八―[第四十五条の三の五](#)）
 - 〔第三節の二〕第九節
 - 〔第五章〕同上
 - 〔同上〕
 - （選択呼出装置等）

第九条の二 〔同上〕

〔表 同上〕

〔2〕5 同上

6 二六・一MHzを超え二八MHz以下、二九・七MHzを超え四一MHz以下又は一四六MHzを超え一六二・〇三七五MHz以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局のデータ伝送装置（船舶又は海岸局の識別、船舶の位置その他情報を自動的に送受信する機能を有するもの）をいう。）は、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

（空中線電力の許容偏差）

第十四条 〔同上〕

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
〔一〕三 同止	〔同上〕	〔同上〕
三の二 船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置	四〇	三〇
〔四〕一八 同上	〔同上〕	〔同上〕

〔2〕4 同上

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

〔2〕22 略〕

23 無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する無線局(VHFデータ交換装置を除く。)の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるところとする。

〔表 略〕

〔24〕29 略〕

30 VHFデータ交換装置又はデジタル船上通信設備(F1D電波及びF1E電波であつて、四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数を使用する船上通信設備をいう。以下同じ。)の無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、二ナノワット以下でなければならない。

(F3E電波等)を使用する無線局等の無線設備の条件)

第四十条の二 F3E電波を使用する無線局であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するもの及び船上通信設備を使用するもの送信装置は、第五十八条に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。

〔一・二 略〕

2 前項の無線局及びデジタル船上通信設備の無線局の送信空中線は、発射する電波の偏波面が垂直になるものであり、かつ、当該無線局の空中線(移動局のものに限る。)の指向特性は、水平面無指向性でなければならない。

3 第一項の無線局及びデジタル船上通信設備の無線局の船上通信設備であつて、四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの(船舶に設置するものに限る。)の送信空中線は、前項の規定によるほか、その高さが航海船橋から三・五メートルを超えるものであつてはならない。

〔4 略〕

(VHFデータ交換装置)

第四十五条の三の六 VHFデータ交換装置は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 〔同上〕

〔2〕22 同上〕

23 無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるところとする。

〔表 同上〕

〔24〕29 同上〕

〔新設〕

(F3E電波)を使用する無線局等の無線設備の条件)

第四十条の二 〔同上〕

〔一・二 同上〕

2 前項の無線局の送信空中線は、発射する電波の偏波面が垂直になるものであり、かつ、当該無線局の空中線(移動局のものに限る。)の指向特性は、水平面無指向性でなければならない。

3 第一項の無線局の船上通信設備であつて、四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの(船舶に設置するものに限る。)の送信空中線は、前項の規定によるほか、その高さが航海船橋から三・五メートルを超えるものであつてはならない。

〔4 同上〕

〔新設〕

- 一 変調方式は、チャンネル（無線通信規則付録第十八号に規定する周波数であつて帯域幅が二・五kHzのものを用い、以下第三号及び別表第三号74において同じ。）の使用方法に応じ、次のとおりであること。
- イ 一のチャンネルを使用するもの 四分の π 差動四相位相変調又は八分の π 差動八相位相変調
- ロ 隣接する二のチャンネルを統合して使用するもの マルチサブキャリア一六値直交振幅変調（サブキャリア数は一六とする。）
- ハ 隣接する四のチャンネルを統合して使用するもの マルチサブキャリア一六値直交振幅変調（サブキャリア数は三二とする。）
- ニ 通信方式は、単信方式、複信方式又は半複信方式であること。
- 三 隣接チャンネル漏洩電力は、次のとおりであること。
 - イ 一のチャンネルを使用するものにあつては、搬送波の周波数から二五kHz離れた（±）一・二・五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六〇デジベル以上低い値であること。
 - ロ 隣接する二のチャンネルを統合して使用するものにあつては、搬送波の周波数から三・七・五kHz離れたの（±）一・二・五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六〇デジベル以上低い値であること。
 - ハ 隣接する四のチャンネルを統合して使用するものにあつては、搬送波の周波数から六・二・五kHz離れたの（±）一・二・五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六〇デジベル以上低い値であること。
- 四 移動する無線局の送信空中線の絶対利得は、二・一四デジベル（±）一デシベル以内であること。
- 五 総務大臣が別に告示するキャリアセンスを備え付けていること。

〔デジタル船上通信設備〕

第四十五条の三の七 デジタル船上通信設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

- 一 変調方式は、四値周波数偏位変調であること。
- 二 通信方式は、単信方式又は半複信方式であること。
- 三 隣接チャンネル漏洩電力は、搬送波の周波数から六・二五kHz離れた（±）二・一八七五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より五五デシベル以上低い値であること。
- 四 送信空中線の絶対利得は、二・一四デジベル以下であること。

〔狭帯域デジタル通信方式の無線局の無線設備〕

第五十七条の三の二 狭帯域デジタル通信方式（変調方式が四分の π シフト四相位相変調、オフセット四相位相変調、四値周波数偏位変調、一六値直交振幅変調又はマルチサブキャリア一六値直交振幅変調であるものをいう。以下同じ。）の無線局の無線設備であつて、一四二

〔新設〕

〔狭帯域デジタル通信方式の無線局の無線設備〕

第五十七条の三の二 狭帯域デジタル通信方式（変調方式が四分の π シフト四相位相変調、オフセット四相位相変調、四値周波数偏位変調、一六値直交振幅変調又はマルチサブキャリア一六値直交振幅変調であるものをいう。以下同じ。）の無線局の無線設備であつて、一四二

MHzを超え一七〇MHz以下、二五五MHzを超え二七五MHz以下又は三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。ただし、放送番組中継を行う固定局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、小電力セキユリティシステムの無線局、無人移動体画像伝送システムの無線局、海岸局、船舶局、船上通信局、航空局、基地局（第四十九条の三十二に定めるものに限る。）、陸上移動局（同条に定めるものに限る。）、実験試験局、アマチュア局及び簡易無線局並びに総務大臣が次に掲げる条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の無線設備については、この限りでない。

【一～三 略】
【2・3 略】

別表第一号（第5条関係）
周波数の許容偏差の表

【表 略】

【注1～24 略】

25 450MHzを超え467.58MHz以下の周波数の電波を使用する船上通信設備の送信設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

① チャンネル間隔が25kHzのもの 5 (10⁻⁹)

② チャンネル間隔が6.25kHzのもの 1.5 (10⁻⁹)

【26～45 略】

46 船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置、捜索救助用位置指示送信装置及びVHFデータ交換装置の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

① 船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用位置指示送信装置の送信設備 500Hz

② VHFデータ交換装置

③ 移動しない無線局 5 (10⁻⁹)

④ 移動する無線局 10 (10⁻⁹)

【47～57 略】

別表第二号（第6条関係）
【第1～第36 略】

MHzを超え一七〇MHz以下、二五五MHzを超え二七五MHz以下又は三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。ただし、放送番組中継を行う固定局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、小電力セキユリティシステムの無線局、無人移動体画像伝送システムの無線局、海岸局、船舶局、海上通信局、航空局、基地局（第四十九条の三十二に定めるものに限る。）、陸上移動局（同条に定めるものに限る。）、実験試験局、アマチュア局及び簡易無線局並びに総務大臣が次に掲げる条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の無線設備については、この限りでない。

【一～三 同上】
【2・3 同上】

別表第一号（第5条関係）
周波数の許容偏差の表

【表 同左】

【注1～24 同左】

25 450MHzを超え467.58MHz以下の周波数の電波を使用する船上通信設備の送信設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、5 (10⁻⁹) とする。

【新設】

【26～45 同左】

46 船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用位置指示送信装置の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、500Hzとする。

【新設】

【47～57 同左】

別表第二号（第6条関係）
【第1～第36 同左】

第 37 実数零点単側波帯変調方式又は狭帯域デジタル通信方式の無線局、簡易無線局(デジタル簡易無線局に限る。)及びデジタル船上通信設備の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。ただし、第 57 条の 3 の 2 ただし書の規定により総務大臣が別に告示する無線局の無線設備に係るものについては、総務大臣が別に告示する。

- 1 チャンネル間隔が 6.25kHz のもの 5.8kHz
- 2 チャンネル間隔が 12.5kHz のもの 11.5kHz
- 3 チャンネル間隔が 25kHz のもの 24.3kHz

[第 38～第 73 略]

第 74 VHF データ交換装置の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

- 1 1つのチャンネルを使用するもの 21kHz
- 2 隣接する 2 のチャンネルを統合して使用するもの 47kHz
- 3 隣接する 4 のチャンネルを統合して使用するもの 90kHz

別表第三号（第 7 条関係）

[1～60 略]

61 VHF データ交換装置の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
1 GHz 未満	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が 0.25 μ W 以下
1 GHz 以上	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が 1 μ W 以下

62 船上通信設備（デジタル船上通信設備に限る。）の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、中心周波数からの離調が 9.375kHz を超える周波数帯において、0.25 μ W 以下の値とする。

63 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1 から 62 までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

第 37 実数零点単側波帯変調方式又は狭帯域デジタル通信方式の無線局及び簡易無線局(デジタル簡易無線局に限る。)の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。ただし、第 57 条の 3 の 2 ただし書の規定により総務大臣が別に告示する無線局の無線設備に係るものについては、総務大臣が別に告示する。

- 1 チャンネル間隔が 6.25kHz のもの 5.8kHz
- 2 チャンネル間隔が 12.5kHz のもの 11.5kHz
- 3 チャンネル間隔が 25kHz のもの 24.3kHz

[第 38～第 73 同左]

[新設]

別表第三号（第 7 条関係）

[1～60 同左]

[新設]

[新設]

61 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1 から 60 までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

備考 表中 [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。